

岐阜県公報

号外(一) 平成二十二年三月三十一日

目次

岐阜県税条例の一部を改正する条例

(税務課)

ページ

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第三三三号)

一 不動産取得税

1 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したとみなす日を新築の日から一年を経過した日に緩和する特例措置について、その適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。(附則第六条の三関係)

2 新築特例適用住宅の土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置について、その適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。(附則第六条の三関係)

3 地方税法以外の法律等による政策の推進を税制面において支援する特例措置の改廃又は適用期限の延長を行うこととした。(附則第七条及び附則第七条の七関係)

二 自動車取得税

1 当分の間の措置として、家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を一〇〇分の五とすることとした。(附則第二条の二関係)

2 新車新規登録を受けるもので排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る税率の特例措置について、その対象を拡大し、及びその適用期限を延長することとした。(附則第二条の二関係)

3 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(新車を除く)に係る課税標準の特例措置について、その対象を拡大し、及びその適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二条の二の三関係)

三 軽油引取税

1 当分の間の措置として、税率を一キロリットルにつき三三三・一〇〇円とする

こととした。(附則第一二条の五関係)

2 原油価格の異常な高騰が続いた場合に、税率の特例の適用を停止する措置を創設することとした。(附則第一二条の五の二関係)

四 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化し、その適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一三条関係)

五 その他所要の規定の整理を行うこととした。

六 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十三号

岐阜県条例の一部を改正する条例

岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の四第一項中「による」を「と」と、当該事業年度前の各事業年度(以下この項において「過去事業年度」という。)の法第七十二条の二十一第一項第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の同項第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の同項第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の同項第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額とする」に改める。

附則第五条の次に次の一条を加える。

(個人の県民税の徴収取扱費の算定の基礎となる金額の特例)

第五条の二 平成二十二年において賦課決定をされた個人の県民税に係る第二十九条第一項第一号の規定の適用については、同号中「三千円」とあるのは、「三千三百円」とする。

附則第六条の三中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第七条第一項を削り、同条第二項中「次項において「農用地区域」という。」「を削り、「附則第七条第二項」を「附則第七条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「附則第七条第三項」を「附則第七条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「附則第七条第五項」を「附則第七条第三項」に、「附則第七条第六項」を「附則第七条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「附則第七条第七項」を「附則第七条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項を同条第六項とし、同条第十項中「附則第七条第九項」を「附則第七条第六項」に、「附則第七条第十項」を「附則第七条第七項」に、「同条第二十一項」を「同条第八項」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「附則第七条第十二項」を「附則第七条第九項」に、「附則第七条第十三項」を「附則第七条第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「附則第七条第十四項」を「附則第七条第十項」とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「附則第七条第十五項」を「附則第七条第九項」とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「附則第七条第十七項」を「附則第七条第十三項」に、「附則第七条第十八項」を「附則第七条第十四項」に改め、「(次項の規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十五項を削り、同条第十六項を同条第十一項とし、同条第十七項を削り、同条第十八項中「附則第三条の二十九第一項」を「附則第三条の二十三第一項」に、「附則第七条第二十三項」を「附則第七条第十五項」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十九項を削り、同条第二十項中「(第二項)を「(第一項)に、「附則第七条第二十四項」を「附則第七条第十六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十一項中「附則第七条第二十五項」を「附則第七条第十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十二項中「附則第七条第二

十六項」を「附則第七条第十八項」に、「附則第七条第二十七項」を「附則第七条第十九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十三項中「附則第七条第二十八項」を「附則第七条第二十項」に、「同条第二十六項」を「同条第十八項」に、「同条第二十七項」を「同条第十九項」に改め、「又はやむを得ない事情により当該整備事業区域の区域外にある不動産を取得した場合として同条第二十九項に規定する場合」及び「又は当該不動産」を削り、「平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十四項を同条第十七項とし、同条第二十五項を削り、同条第二十六項中「附則第七条第三十項」を「附則第七条第二十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十七項中「附則第七条第三十一項」を「附則第七条第二十二項」に、「平成二十二年三月三十一日まで」に行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額」を「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」の間に行われたときは当該不動産の価格の二分の一に相当する額を、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に行われたときは当該不動産の価格の三分の一に相当する額を、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に行われたときは当該不動産の価格の六分の一に相当する額」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十八項中「中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地又は」を削り、「都市再生緊急整備地域若しくは」を「都市再生緊急整備地域又は」に、「附則第七条第三十二項」を「附則第七条第二十三項」に、「附則第七条第三十三項」を「附則第七条第二十四項」に、「第七項、第十一項、第十二項、第十六項、第二十二項又は第二十三項」を「第四項、第八項、第九項、第十一項、第十五項又は第十六項」に、「平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」の間」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十九項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「附則第三条の二の二十五」を「附則第三条の二の十九」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第三十項を削り、同条第三十一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十二項中「文化財保護法」の下に「昭和二十五年法律第二百十四号」を加え、「附則第七条第三十五項」を「附則第七条第二十五項」に改め、同項を同条第二十三項とする。

附則第七条の四第七項中「附則第三条の二の二十七」を「附則第三条の二の二十一」に改める。

附則第七条の五第三項及び第七条の六中「附則第七条第二項若しくは第二十項」を「附則第七条第一項若しくは第十三項」に改める。

附則第七条の七を削る。

附則第十二条の二の見出し中「特例等」を「特例」に改め、同条第一項中「この条」の下に「から附則第十二条の二の三まで」を加え、「当該取得が平成三十年三月三十一日までの間に行われたときに限り」を削り、「かかわらず」の下に「当分の間」を加え、同条第二項中「若しくは第二号」を「第二号若しくは第三号」に、「第十項」を「附則第十二条の二の三第一項」に改め、「新規登録等」の下に「道路運送車両法第七条の規定による登録又は同法第五十九条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第十二条の二の三において同じ。」を加え、同条第三項第一号中「車両総重量（以下この条」の下に「及び附則第十二条の二の三」を加え、「附則第四条の四第二項」を「附則第四条の五第一項」に改め、同号イ中「この条」の下に「及び附則第十二条の二の三第一項第一号」を加え、「附則第四条の四第三項」を「附則第四条の五第二項」に改め、同号ハ中「この条」の下に「及び附則第十二条の二の三」を加え、「附則第四条の四第四項」を「附則第四条の五第三項」に改め、同項第二号中「第十一項」を「附則第十二条の二の三第二項」に改め、同条第四項中「附則第四条の四第五項」を「附則第四条の四第四項」に改め、同条第五項中「附則第四条の四第六項」を「附則第四条の四第五項」に改め、同項第一号中「附則第四条の四第七項」を「附則第四条の四第六項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同項第二号中「附則第四条の四第九項」を「附則第四条の四第八項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に改め、同条第六項中「附則第四条の四第十一項」を「附則第四条の四第十項」に改め、同条第七項中「附則第四条の四第十二項」を「附則第四条の四第十一項」に、「附則第四条の四第十三項」を「附則第四条の四第十二項」に改め、同項第一号中「附則第四条の四第十四項」を「附則第四条の四第十三項」に改め、同号イ中「附則第四条の四第十五項」を「附則第四条の四第十四項」に改め、同項第二号中「附則第四条の四第十六項」を「附則第四条の四第十五項」に改め、同号イ中「附則第四条の四第十七項」を「附則第四条の四第十六項」に改め、同条第八項中「第十項又は第十一項」を「又は附則第十二条の二の三第一項若しくは第二項」に、「が平成二十二年三月三十一日」を「が平成二十二年八月三十一日（第二号に掲げる自動車にあつては、平成二十三年八月三十一日）」に、「第一号」を「第二号又は第三号」に、「百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた

場合にあっては、百分の一」を「百分の一」に、「百分の二を、第三号」を「百分の二(当該取得が平成二十二年十月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に行われた場合にあっては、百分の一)を、第三号イ」に、「百分の一(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあっては、百分の〇・五)」を「百分の〇・五」に改め、同項第一号中「附則第四条の四第十八項」を「附則第四条の五第十七項」に、「同条第十九項」を「同条第十八項」に改め、同項第二号中「附則第四条の四第二十項」を「附則第四条の五第十九項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十項」に改め、同項第三号中「施行規則附則第四条の四第二十二項に規定するものうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同条第二十三項に規定するものに適合するもの」を「のうち、次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 乗車定員十人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の五第二十一項に規定するもの(以下この号において「平成二十一年軽油軽量車基準」という。)に適合するもの

ロ 車両総重量が二・五トンを超えるバス又はトラックのうち、平成二十一年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第四条の五第二十二項に規定するもの

附則第十二条の二第九項から第十二項までを削る。
附則第十二条の二の次に次の二条を加える。

(自動車取得税の免税の特例)

第十二条の二の二 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第六十四条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第十二条の二の三 次に掲げる自動車(以下この項において「第一種省エネルギー自動車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得(附則第十二条の二第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第六十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第四条の六第一項に規定するもの(以下この項及び次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので同条第二項に規定するもの

二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則附則第四条の六第三項に規定するもの

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第二種省エネルギー自動車」という。)(初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得(附則第十二条の二第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第六十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則附則第四条の六第四項に規定するもの

二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので施行規則附則第四条の六第五項に規定するもの

3 前二項の規定は、第六十六条第一項又は第六十七条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第四条の六第六項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第十二条の五中「平成三十年三月三十一日までに第七十一条の二第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第七十一条の三第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引

取税の特別徴収義務者が第七十一条の二第六項の規定に該当するに至つた場合における「を削り、「かかわらず」の下に、「当分の間」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第十二条の五の二 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第八十九条第一項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第七十一条の二第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第七十一条の三第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第七十一条の二第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第八十九条第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第七十一条の二第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第七十一条の三第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第七十一条の二第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

附則第十三条第一項中「第四項において」を「第三項及び第四項において」に改め、「(第三項において「電気自動車等」という。)」を削り、同項第一号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第三項の表以外の部分を次のように改める。

次に掲げる自動車に対する第七十三条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十三年度分の自動車税に限り、当該自動車平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十四年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- 一 電気自動車
- 二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この号及び次項において「車両総重量」という。)(が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)(で施行規則附則第五条の二第一項に規定するもの(以下この号及び次項において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。)(に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので同条第二項に規定するもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの(以下この号及び次項において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。)(に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので同条第四項に規定するもの

三 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則附則第五条の二第五項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第五条の二第六項に規定するものをいう。)(のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第七項に規定するものをいう。)

四 エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)(が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第五条の二第八項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)(に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第五条の二第九項に規定する(次項及び第五項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)(の四分の一を超えないもので同条第十項に規定するもの

附則第十三条第四項第二号イ中「道路運送車両法第四十条第三号に規定する」、「以下この号において「車両総重量」という。」「及び「同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの（以下この号において「を削り」、「といて」に適合し）」を「に適合し」に、「同条第五項」を「施行規則附則第五条の二第十一項」に改め、同号ロ中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの（以下この号において「及び」といふ。）」を削り、「同条第七項」を「施行規則附則第五条の二第十二項」に改め、同項第三号中「附則第五条の二第八項」を「附則第五条の二第十三項」に改め、同条第五項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第十四項」に、「第三項」を「前項」に、「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十九年度分」を「平成二十二年年度分」に改め、「当該自動車」が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り」を削り、同条第六項を削り、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第二十一条第二項中「及び附則第七条第三十項」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 改正後の岐阜県税条例（以下「新条例」といふ。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」といふ。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

4 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

5 新条例附則第十三条の規定は、平成二十二年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

平成二十二年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社